

## 南海トラフ地震防災規程

記入例 (病院等)

## (目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他の地震防災上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

## (組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊組織」という。）は次のとおりとし、その編成及び任務を別紙1のとおり指定する。

- 地震防災隊組織に、隊長及び副隊長を置く。
- 隊長の下に、情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各班に班長を置く。

## (隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長 院長等の氏名（事業主、施設長、防火管理者等）は、地震防災隊組織の活動に関する一切の権限を持ち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合又は、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の対応を行う。

- 地震及び津波に関する情報収集及び報告の指示
- 南海トラフ地震発生情報の施設内周知
- 患者等の避難誘導及び職員への避難指示
- 避難場所の周知

## ア 集合場所

集合場所は、〇〇病院前（例えば「〇号館前」など具体的に指定する。）とする。

## イ 避難場所

避難場所は、田辺市津波ハザードマップに基づき 〇〇ビル、〇〇高台等の避難場所（別紙2地図添付）とし、職員及び患者等に周知する。

## ウ 避難困難時の対応

津波到達時間が早い場合や、避難路が地震により通れない場合など、避難が円滑に行えない可能性があるときは、近隣の3階建て以上の堅固な鉄筋コンクリート造ビルに避難する。

## エ 迅速避難

施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき又は、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう、職員及び患者等に指示する。

## オ 二次避難

避難場所等に避難した際には、津波が連続して発生することに鑑み、一定期間（津波警報等が発表されている間）避難場所に留まるか、さらに安全な避難場所に移動する。

2 隊長は、本規定による定めその他、土砂災害防止法に基づく避難確保計画等の履行により、患者等の安全確保を行う。

3 副隊長 副院長等の氏名 は、隊長を補佐し、隊長不在のときはその職務を代理する。

(従業員の責務)

第4条 職員は、南海トラフ地震に伴う津波警報等の発表又は、地震発生を覚知した場合（以下「地震発生時等」という。）は、それぞれあらかじめ定められた安全措置（緊急点検、巡視、その他施設の損壊防止のため特に必要な措置等）を行い、隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するとともに、指定された避難場所へ避難するものとする。なお、安全措置を行う際は、津波到達時間や職員が避難に要する時間を考慮するものとする。

また、避難の際には、患者等や避難行動要支援者（負傷者、障害者、高齢者、子供等）の避難誘導に配慮する。

(情報収集連絡班の任務)

第5条 情報収集連絡班（班長・班員）は、次の活動を行う。

- (1) 地震発生時等は、隊長の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）に基づき、テレビ、ラジオ、防災行政無線、周辺の状況等から、津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、随時隊長に報告する。
- (2) 隊長の指示に基づき、以下に示す防災上必要な情報等を、施設内の職員及び患者等（施設外に出ている職員を含む）に対し、院内放送、拡声器等（施設内放送、口頭等）により周知する。

ア 地震及び津波に関する情報

イ 隊長の命令内容

ウ 速やかに避難すべき旨

エ 津波からの避難位置

オ 当施設からの避難経路や方向等

- (3) 周知方法については、あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた職員及び患者等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した伝達手段の確保に留意する。

患者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を検討する。また、避難場所や避難経路、交通規制状況等、その他必要な情報を併せて伝達するために十分な事前検討を行う。

- (4) 勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるように留意する。
- (5) 施設が海岸に近いなど、津波到達時間が早い地域の場合には、強い地震を感じたとき又は、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう職員及び患者等に伝達する。

(避難誘導班の任務)

第6条 避難誘導班（班長・班員）は、次の活動を行う。

- (1) 地震の発生時等は、隊長の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）に基づき、速やかに建物内の避難路の確保及び安全の確認等の必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告する。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）を受けたときは、直ちに患者等の避難誘導を開始することとするが、避難誘導に際しては自身の安全にも配慮する。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法及び方向を示し、患者等の混乱防止に努

める。

- (4) 患者等への避難誘導が完了したときは、その旨を直ちに隊長に報告する。

(時間差発生等における避難)

第7条 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、次の措置を講じる。

- (1) 院長等の氏名 (地震防災組織で担当者を記入) は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表された場合は、以下のとおりとする。  
 ア 地震の発生から1週間…後発地震に対して警戒する措置を行う。  
 イ アの期間経過後1週間…後発地震に対して注意する措置を行う。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合は、地震の発生から1週間又は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で、通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は、後発地震に対して注意する措置を行う。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表された際、院長等の氏名 (事業主、施設長等) は、当該事業を※1 休業又は継続 する。  
 ※1は、施設の耐震性・耐浪性を鑑みて、当該事業の継続可否を検討し、継続か休業かを記載する。
- (5) 後発地震に対して警戒する措置について、院長等の氏名 (事業主・施設長・防火管理者等) は当該施設内の職員及び患者等に対して、口頭、施設内アナウンス等により避難等に必要な情報を周知する。また、避難誘導班長は、院長等の氏名 (事業主・施設長・防火管理者等) の指示に基づき、第3条第1項第4号アに規定する集合場所へ避難後、患者等を避難誘導する。なお、避難誘導後の対応については、以下のとおりとする。

避難誘導後、

※2

- ・警報や避難情報に注意する。
- ・後発地震発生後の避難では間に合わない可能性のある地域 (本町・紺屋町・片町・高雄一丁目・江川・文里一丁目) は避難を1週間継続する。
- ・後発地震発生後の避難では間に合わない要配慮者 (浸水地域全域) は避難を1週間継続する。
- ・日頃から入院患者の保護者に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、〇〇避難所に避難することを伝えておく。
- ・事業が継続できない場合は、病院外で生活可能な入院患者を確実に保護者に引き継ぎ、病院外で生活できない入院患者は転院の手配をする。
- ・事業を継続する場合は、施設の点検を実施し、日頃からの地震の備えを再確認する。

※2は、以下の内容を参考に、前号で事業継続の可否を検討した結果、事業を継続する場合はアを、継続しない場合はイを記載する。

- ア 事業継続が可能な場合は、患者等に対し、どのような安全対策を取って事業を運営していくかを明記する。

イ 事業継続が困難な場合は、病院において、患者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を明記する。(例えば、避難勧告等が発令された際、患者等の安全確保のため、病院外で生活可能な入院患者を引き渡す、入院患者の転院等を明記する。)

- (6) 後発地震に対して注意する措置について施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとして、定める具体的な内容は以下のとおりとする。

- ・日頃からの地震への備えを再確認する。
- ・棚や機器の固定、落下防止措置、窓ガラス飛散防止措置を行う。
- ・危険な場所に近付かないよう周知する。
- ・非常持ち出し袋、備蓄品、避難場所及び避難経路を再確認する。
- ・職員の役割分担を再確認する。
- ・企業特性を活かし、避難所等の住民のメンタルヘルスケア、要援護者に対するケア等を行う。

(その他の不測の事態)

第8条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、本地規程のとおり活動することが困難又は適当でないと判断したときはこれによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与える。

- 2 各班の班長は、班が本規程のとおり活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受ける。

(訓練)

第9条 防火管理者氏名 (防火管理者等) は津波避難訓練を年1回以上行う。なお、訓練の細目はその都度定めるものとし、次に示す項目を基に実践的なものとするよう努める。

- (1) 情報の収集及び伝達
  - (2) 地震防災隊組織の編成配備
  - (3) 避難及び避難誘導
  - (4) 安全措置
  - (5) 救護活動等
  - (6) その他、地震対策として必要な活動
- 2 地方公共団体等が行う訓練には、積極的に参加するものとする。

(教育)

第10条 防火管理者氏名 (防火管理者等) が職員等に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行う。また、地方公共団体等が行う防災研修等に参加する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震の発生により予想される地震動や津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

（広報）

第 11 条 防火管理者氏名（防火管理者等）は患者等に対して日頃から事前に行う広報の内容は次のとおりとする。

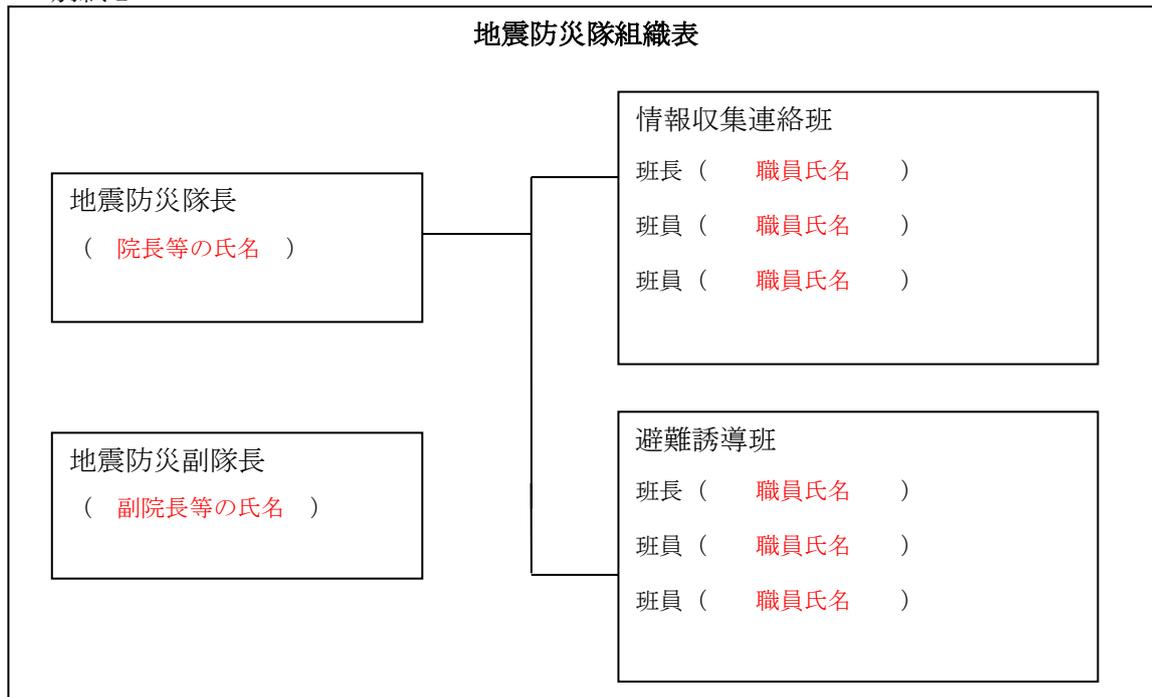
- (1) 南海トラフ地震が発生した場合又は、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に、出火防止、患者同士が協力して行う救助活動、避難行動及び自動車運行の自粛等の防災上取るべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (4) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (5) 土砂災害の発生の恐れのある危険箇所等に関する知識
- (6) 施設内の各所に想定津波波高、到達時間、避難場所、避難経路を示す図面、南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる警戒する措置の内容等を掲示する。
- (7) その他、地震防災対策上必要な事項

附則

この規程は 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から施行する。

新たに防火管理者として選任され、計画を作成された場合は、防火管理者選任として選任された日付を記入してください。

別紙 1



担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。 2 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知する。 3 避難誘導班に患者等の避難誘導にあたらせる。 4 職員を集合させ避難させる。 5 前各号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は、軽減を図るために必要な措置を行わせる。
情報収集連絡班	1 隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、随時隊長に報告する。 2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を患者等、その他の職員に伝える。 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた患者等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。
避難誘導班	1 地震の発生又は、隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告する。 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、患者等を避難誘導する。 3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。 4 患者等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告する。

<避難経路図>

※想定津波波高 .....〇〇メートル

※津波到達時間 .....〇〇分

田辺市津波ハザードマップを参考に、津波の高さ及び津波到達時間を記入してください。  
下に地図を添付し、避難の経路を記入してください。

※田辺市ハザードマップ（浸水域マップ・浸水深マップ・到達時間マップ）を参考にしてください。